

第6章 計画の推進に向けて

1. 制度の周知・啓発

市広報、ホームページ、パンフレット、介護保険に関するガイドブック等を活用しながら、各種情報の提供に努め、制度の趣旨普及を図ります。

2. 計画の達成状況の点検

計画の円滑な推進を図るため、八幡浜市高齢者保健福祉計画等検討委員会で計画の達成状況を点検し、その結果に基づいて必要な対策を講じていきます。

3. 高齢者保健福祉に関する行政等の体制

(1) 保険財政の健全運営

介護保険制度の定着とともに、介護サービスを利用される方も増えており、給付費の伸びに見合った介護保険料の設定を行います。

(2) 適正な要介護認定

介護保険制度の安定運営のため、要介護認定の公平・公正さが確保され、迅速な判定が行えるように、介護認定審査会委員や認定調査員の研修などにより、資質の向上に努めます。

また、より効率的で適正な要介護認定システムの充実に努めます。

(3) 介護保険料の適正納付の充実

保険料収納率向上のため、普通徴収者に対してより一層の口座振替の促進を図るとともに、収納体制を充実していくことで、迅速かつ適正な収納の確保に努めます。

(4) 低所得者に対する負担軽減

低所得者には、社会福祉法人等による軽減制度を実施していきます。

(5) 介護サービス事業者への指導・育成

①居宅介護支援事業者への指導・育成

介護支援専門員は、要介護高齢者の在宅での生活を支援する重要な役割を担っており、今後とも、居宅介護支援事業所には公正・中立な働きがより一層期待されることから、引き続き指導・育成を行います。

②その他サービス事業者への指導・育成

利用者に質の高いサービスが提供されるように、介護サービス事業者に対して各種研修会・実地指導の受講を促進します。

また、利用者が適切に介護サービスを選択することが可能となるよう、すべての介護サービス事業者に介護サービスの内容や運営状況に関する情報の公開を促すなど、適正な事業運営の推進を支援します。

4. 計画推進における人材育成

高齢者の増加に伴い、今後とも高齢者の保健福祉サービスに対するニーズは多様化することが見込まれます。

国、県、事業者、その他関係団体と連携し、保健・医療・福祉に関連する人材の確保・育成と質の向上を図ります。

また、地域ぐるみで元気な高齢者を増やし、いつまでも健やかに過ごせるよう、地域福祉を担う市民のボランティア等の養成に努めます。